

2021年4月12日
学生支援課

学生各位

新型コロナウイルスへの対応について（まん延防止等重点措置下）

本日4月9日から東京都に新型コロナウイルス特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用することが政府より発表されました。これを受けて、本学においても「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一橋大学の活動指針」がレベル3に変更されました。（<https://www.hit-u.ac.jp/covid-19/index.html#shishin>）

学生の皆さんは、以下のとおり留意して下さい。

また、大学からの各種通知・連絡は状況に応じて随時変更になる可能性がありますので、常にウェブサイト、CELS等で最新情報を入手して下さい。

1. 海外への渡航もしくは海外からの入国について

不要不急の渡航、入国は自粛するとともに、やむを得ず渡航、入国する場合は空港等での検疫等の指示に従い、法令等で定められた隔離期間等を厳守して下さい。

2. 体調に異変を感じた場合の対応について

37.5度以上の発熱があり、咳やのどの痛み等の症状が出た場合、もしくは体調にそれらに準じた異変、味覚や嗅覚の障害等が少しでも見られた場合、当該感染症であるか否かを問わず、**授業等の学校行事を含めた不要不急の外出を避け**、管轄の保健所等に連絡し、その指示を受けて下さい。

3. 大学構内（キャンパス外の本学各種施設を含む）への入構について

1) 原則として、不要不急の入構はしないで下さい。

2) ただし、必要な用件等でやむを得ない場合、必ず学生証を持参の上、入構して下さい。

3) 2) の場合も構内での滞在は必要最小限の時間として下さい。

4. 日常の行動について

飲食等を伴う会合、その他感染の危険性が高いイベントへの参加は避けるなど、慎重な行動を心掛けるとともに、引き続き、こまめな手洗い、うがい、消毒、マスクエチケット等を励行して下さい。

5. 課外活動等について

- 1) 飲食等を伴う会合、その他感染の危険性が高いイベントはもちろん、大学から許可を受けている課外活動についても、原則として当面活動を中止して下さい。
- 2) サークルや部活動等の課外活動以外の友人同士のグループでの活動についても、同様の取り扱いとします。

6. 医療機関等での検査の結果、陽性もしくはその疑いありと診断された場合

当該医療機関等の指示に従うとともに、速やかに電話にて本学保健センターに報告し、**登校や課外活動等は絶対に行わないで下さい。**

一橋大学保健センター (TEL : 042-580-8172)

<http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html>

(関連ウェブサイト)

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

多摩立川保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tthc/toiawase.html>

多摩小平保健所

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/tamakodaira/index.html>

帰国者・出国者電話相談センター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/coronasodan.html>

以上